

令和2年 第10回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木)
午前10時00分から午前11時20分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (39人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美
5番 福島康夫 8番 岡田耕平 10番 中山克己 11番 池本 彰
12番 新田 孝 13番 長鉾忠明 14番 妹尾宗夫 16番 綱島孝晴
17番 松本正幸
推進委員 20番 梶原啓二 22番 小林和夫 23番 沼本通明 24番 市本裕司
25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文
29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修
33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽
37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義
42番 井上 達 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (7人)
農業委員 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 9番 武村一夫 15番 中島寛司
推進委員 21番 平 義男 41番 池田久美子 43番 入澤靖昭
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第51号 農地の現況証明願いについて
日程第6 議案第52号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第7 議案第53号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第8 議案第54号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第9 報告第21号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止め
について

日程第10 報告第22号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

日程第11 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、改めまして皆さんおはようございます。
ただいまから令和2年9月総会を開会いたします。
それではまず、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。ご苦労さまです。
9月になりまして、いろいろありましたけど、少し秋らしくなってまいりま
した。稲のほうもかなり色がついているところもあるかというふうに思いま
す。今年は長雨がありまして、それから猛暑ということで非常に厳しい夏で
ございました。それから、9月に入って大きい台風が来るということで非常
に心配したわけでございます。おかげなことにこの地域は大した被害もな
く、何とか通り過ぎていったんだろうというふうに思いますけど、九州のほ
うは大変だろうというふうに思います。今後、このような台風が度々来るん
ではないかというようなことも言われております。どうしょうもないこと
ですけど、気をつけたいというふうに思います。

コロナのほうもなかなか終息のめどが立っておりません。いろいろこれから
秋に向けて行事等、秋のお祭りとか、それからいろんな催物、規模を縮小し
たり中止だったりというようなことで非常に何か寂しいような感じもして
おります。何とかこれを乗り越えていかなければなりません。皆さん、どうか
元気を出して頑張っていかなければならないというふうに思います。

また、中山間の取組のほうの報告もありました。真庭市のほうはあんまり延
長せずに次ができたんだろうというふうに思います。先日、農水省のほうの
調査で急傾斜地の取組が非常に少なくなっているということで、これが5期
ですけど、今後6期目が非常に心配だということで、またやり方を考えられ
るんだろうというふうに思います。非常に厳しい農村の現実になってるん
だろうというふうに思います。これから皆さん、調査をされた方もあります
けど、利用状況調査、回ってみた中でどのようにしたら解決策があるだろ
うか、いろいろ考えながら我々農業委員会としても話をしていかなければ
ならないというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、9月総会を開会いたします。

事務局長 ありがとうございます。
本日の欠席委員についてですが、4名でございまして、6番委員、7番委
員、9番委員、15番委員でございます。
ただいまの出席委員は19名中15名で、定足数に達しておりますので、9
月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

それでは、議事録署名委員は1番、樋口昌子委員、10番、中山克己委員を指名いたします。

日程2、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議長

はい、事務局。

事務局主事

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は7件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆706㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員

議長。

議長

はい、12番委員。

12番委員

12番です。

それでは、番号1につきまして現地調査の結果を報告させていただきます。去る9月3日に現地調査を行いました。譲受人と譲渡人の関係は、ご近所にお住まいということでもございました。譲渡人は労力不足で申請地を保全管理しておりました。そこで、隣地の農地の所有者であります譲受人と色々な協議を重ねまして、このたび何とか自分の土地を耕作してもらえんのだろうかというようなことで話がまとまりまして申請をするものでございます。片や譲受人は会社経営とともに農業経営も父親と一緒にしております。現在、

水稻を中心に約55アールを耕作しております。育苗等も自分とこでやられてるというお話でございました。所有農機具も田植機、トラクターを所有しております。その他の年間の農業従事日数、また下限面積等も3条の許可要件を全て満たしていると考えられます。

以上によりまして問題はないと思われまますけれども、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆198㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

議案番号2につきまして、9月1日に譲受人立会いの下、現地確認をいたしました。また、譲渡人は体調不良で親戚の代理人の方が立ち会われました。権利移転に関する事由の詳細ですが、譲渡人は高齢で農機具もなく、農作業のできない状況で、申請農地は長年にわたり譲受人が借り受けて耕作してきました。今回、譲渡人のほうからの申出で所有権移転するものです。一方、譲受人の耕作面積は16アールであり下限面積に達していませんが、現地を確認しましたところ、隣接地の田を所有し耕作しており、申請地と一体での管理が今後とも必要であり、施行令第2条第3項の例外規定の適用が適当と考えられます。また、譲受人の耕作状況ですが、耕作者は譲受人本人と妻の2人で水田及び畑を耕作し、トラクター、田植機等の農機具も所有しており、経験もあり、今後とも農業を継続実施し得る状況と認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,398㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号3について説明いたします。

譲渡人は当地には住んでおらず、耕作もできていないところ、隣に農地を所有する譲受人がその農地を譲受け、耕作するものであります。譲受人は主に熱心に稲作、野菜などを作っており、農機具も保有し、熱心な上に営利的にも認められますので、今後耕作をするにおいては問題ないと思われま。審議方よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便によりまして、中和の譲受人に、申請農地、田11筆7,838㎡、畑2筆319㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40番推進委員 議長。

議 長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

番号4についてご説明いたします。

8月30日に譲渡人、譲受人、農業委員及び推進委員の4人で現地確認をいたしました。譲渡人は市外に在住しており、農地とか土地等の管理が大変困難であり、譲受人も県外に在住しているが、10年ほど前から新規就農者として活動している方と交流があり、当地が大変気に入っておられました。そこで、空き家を探していたところ、地元で空き家等の世話をしている方の紹介で住居及び先ほど説明がありました田畑13筆及び山林を全て譲受けするに至りました。譲受人は新規就農者という形ですので、自営業と農業を兼業する予定であり、自営業のほうはパンの製造、販売だと聞いております。農機具等も譲渡人からトラクター及び草刈り機などを譲り受けることになっております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便によりまして、八束の譲受人に、申請農地、田1筆3,078㎡、畑1筆91㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番です。

議案5について報告させていただきます。

今月5日、私と譲渡人、譲受人、3名で現地確認を行いました。譲渡人は現在遠隔地に居住しており、高齢ということで耕作困難であります。譲受人は兼業農家でありますけれども、水稻を1ヘクタール、それから農機具はトラクター、田植機、管理機等を所有しております。農繁期には奥さんも従事しておるようでございます。それから、貸付地が約80アールあります。問題点はないように思われますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、八束の地役権設定者が、給水管布設によりまして、市外の地役権者に、申請農地、田1筆199㎡に、地役権の設定の申請でございます。

ここで、地役権につきましてご説明いたしますので、A4の別紙、地役権とはという一枚紙をご覧ください。

ここで、地役権とはということでご説明させていただきます。

他人の土地を自分の土地のために利用する物件のことを言います。農地の地下に工作物、すみません、この工作物の「工」が「耕す」になっておりますが、正しくは「工事の工」です。すみません、修正をお願いします。工作物を設定する等のためや農地の全部を通行する等のために地役権を設定する場合は、昭和44年の法務省局長通達により農地法第3条が必要となっております。承役地の所有者、権利を許可する者を地役権設定者、要役地のために許可をもらう側を地役権者と言います。なお、農地法第3条の許可に当たっては全部効率利用要件、いわゆる所有の農地や借入れ地をきちんと耕作しているかや農業常時従事要件、下限面積要件の許可は適用除外となります。適用除外は農地法第3条2項により規定されております。

今回の申請の背景といたしましては、左の図、申請地と宅地1は同一の所有者であり、番号6の地役権設定者です。地役権設定者の宅地1を地役権者が購入し、売りに出す予定で、給水管が宅地2より宅地1へ通っていて、その給水管の地役権を地役権者へ設定する申請です。図の矢印部分が給水管を示しています。許可の判断ですが、上記のとおり、通常の3条の許可要件は適用除外となっておりますが、地域調和の条件、つまり周りの農地への影響につきましては判断が必要になります。地役権者へ聞き取りしたところ、給水管はあぜに沿って地表から50センチに設置してあるので問題ないとのこと

でした。設定内容ですが、地役権設定では農地の所有権移転はなく、地下の物件の権利設定のみとなります。申請地の耕作状況ですが、申請地は現在荒廃農地となっております。

地役権申請の説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

議案番号6についてご説明させていただきます。

去る8月30日に地役権設定者の母親に立会いをいただきまして現地を確認いたしました。また、地役権者が遠地にお住まいでございますので、9月1日に電話にて確認を取らせていただいております。権利設定する事由の詳細ですが、今事務局のほうから詳しい説明がございましたが、地役権者が地役権設定者の住宅を購入したことによります。その住宅の給水管が地役権設定者の田を通っていることから、権利関係を明らかにするために登記上の手続によって地役権を設定するものであります。現地の状況でございますが、長年耕作がされてないようで雑草で地表面は見えておらず、またパイプハウスの骨組みの上部が見えるといったような状態でございます。今度の調査では3もしくは4で上げる予定にしております。その他の指摘事項はございませんので、審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便によりまして、八束の譲受人に、申請農地、畑1筆1,081㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 44番です。

議長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 番号7番についてですが、譲受人と8月11日に現地調査を行いました。譲受人と譲渡人の関係ですが、譲渡人は母親の所有する土地を相続しましたが、現在大阪在住で高齢になったこともあり、管理が難しくなった。譲受人の母親と譲渡人が同級生ということもあって以前から申請地を貸していましたが、今回売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。続きまして、譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は乳牛110頭、耕作地26町、うち

自己所有地3町、トラクター7台、田植機1台、軽トラ3台、ダンプ2台、4トン車1台を所有する酪農家で、申請地の両隣を含めて牧草地として耕作しており、申請地の取得後も必要な農作業に従事することが認められると思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第48号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程3、議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（勝山）は、現在この申請地を遊休農地として草刈りをして保全管理をしておりますが、高齢となり保全管理を行うことが困難となったため、農地の荒廃を防止する目的で、畑2筆合計808㎡を、植林用地にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、植林代■■■■円。費用の内訳として、■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

続きまして、日程4、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1、番号2については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

4ページをお開きください。

番号1と番号2は関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

申請人、譲受人()は、現在経営している石材作業場等の敷地の一部が岡山県が施工する国道313号線の道路整備により買収されることになり、作業場等の移転先として近接してあり効率的に施設の配置が可能な、番号1の申請地、田1筆121㎡を、譲渡人(岡山県)から、番号2の申請地、田1筆653㎡を、譲渡人()から譲受け、田2筆合計774㎡を、石材作業場等の建設整備を行うため、転用申請するものです。農地区分は、高速自動車道その他自動車のみ交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね300m以内の区域に位置することから3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、番号1と番号2の案件の合計となります。土地購入 万円、土地造成 万円、建物施設 万円。資金の内訳として、 万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号1、2について、現地確認を行った結果をご説明させていただきます。

去る8月31日に譲受人立会いの下、現地の確認を行いました。下の見取図を見ていただきたいんですけども、この中に上のほうで斜めに走っている着色部分、県道となっておりますけれども、先ほど事務局から説明のありましたようにこれは国道313号線です。この313号線の拡幅工事が今着手されておまして、この下の 、 、これが既に拡幅のために県が買取りをした土地となっております。こういうことで、 町内の国道313号線拡幅工事が昨年着手され、立ち退き交渉が

順次進められております。譲受人は■■■■の東側で、写真で見てこの国道のコーナー部分で、国道の南と北、両サイドで石材場を営んでおります。自宅、作業場、駐車場を有しておるんですけども、今回作業場、駐車場の立ち退きを求められたため、近隣の空き農地を購入し、転用するという計画を立てたものであります。番号1の物件につきましては10年以上耕作されておらず、草刈りも十分行われていない状況で、転用には問題ないと判断いたしました。申請地の位置等ですけども、■■■■の東側で、■■■■に挟まれた区域であります。周辺の状況は、東側、番号2の田があります、西側は自分の宅地です、■■■■は耕作放棄地になっております、北側は番号2の田でありますけれども、実際には畑として活用しております。周辺農地への影響ですけども、譲受人に確認しましたところ、造成は自宅に北向きの勾配とするため、南側の田には影響はないということで説明してくれました。

番号1については以上でございます。

番号2につきましては、番号1の北側の物件でありまして、転用しようとする事由の詳細は先ほどの案件と同じでございます。番号2の田につきましては、譲渡人につきまして調べましたところ、耕作の意思が全くなく、20年以上にわたって■■■■の人に畑として貸してきた物件で、借受けしてた人が年を寄せて現在荒れ地になりつつあった物件で、このまま放っておくと荒れ地になる物件で転用も問題ないと観察いたしました。周辺の状況につきましては、東が■■■■、西が宅地ですけども、一括で譲受人が購入しております、南は田、これは先ほど申し上げました耕作放棄地になっております、北側は国道です。周辺農地への影響は、北向き勾配するため、南側の田には影響ないというふうに現地確認をいたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、使用借人（市外）は、現在県外で借家に住んでおりますが、このたび家族で地元に戻ることを機会に、使用貸人（久世）である父が所有する、申請地、田1筆499㎡を借受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため■■■円、土地造成■■■万円、建物施設■■■万円。資金の内訳として、■■■万円。建蔽率は25%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、使用貸借契約

書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番です。

8月29日に現地確認調査を行いました。使用貸人と共に現地確認を行いました。使用借人のほうは貸し人と借り人が親子関係ということで、現地のほうには確認は一緒にはできておりません。使用貸人につきましては県外で教員をやっておりましたが、このたび実家の久世のほうに帰郷して在住しますということです。それに伴いまして新しく住居を建設するに当たり、使用貸人の田である土地に建設を行うためにこの申請を行ったということでございます。この■■■■の農地につきましては使用貸人のほうが現在も耕作されておりますが、この499㎡のうちの127.94㎡を宅地という形で分筆するというところでございました。したがって、申請の宅地が建てられた後は、北側は現状のまま畑に使用するというところでございました。周辺等につきましては問題はないということで判断いたしました。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在居住している家屋の位置が来年小学校に進学する子供の通学距離や妻の通勤距離などを考慮した場合、生活上不便であるため、申請地、田1筆232㎡を、譲渡人（久世）から譲受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建蔽率は42%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

議案番号4について報告いたします。

去る8月30日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は本件申請地の隣接地で3年前から飲食店を開業しており、市内の居宅から店に通ってきております。店の南側に耕作されていない遊休農地があり、2年前から譲受人が草刈りを行っていることや、以前から店の近くに居宅を持つことを希望しておりましたので不動産業者へ譲受けの仲介をしてもらい、このたび話がまとまったものです。なお、譲渡人は高齢であり、今後とも耕作の意思がないとのこと。申請地の位置等については、XXXXXXXXXXから南へ約30mのところであり、宅地化が進んでおります。周辺の状況は、申請地の東側は宅地、西側は田、南側は田、北側は宅地に面しております。西側と南側の田は遊休農地となっており、周辺農地への影響はないものと思われ。その他指摘事項も特になく、審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

事務局次長 議長、よろしいですか。

議 長 はい。

事務局次長 事務局のほうからです。議案第50号の番号1、2の見取図についてですが、先ほど2番推進委員さんからご指摘をいただきました。見取図の「県道」の表示を説明と合わせ「313号線」というふうに表示のほうを修正させていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第51号、農地の現況証明願いについてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第51号、農地の現況証明願いの審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

6ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人()は、申請地が昭和48年頃から写真のとおり宅地となっているため、非農地証明申請を行うものです。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 去る9月3日に現地確認を行いました。申請者は立会いができなかったんですけれども、実際に土地を使用している土地管理責任者並びに農業委員会事務局2名の方、農業委員1名、推進委員の計4名で現地確認を行いました。証明対象農地の現況ですけれども、当該物件は昭和48年頃、申請者が という会社に土地を売却したものであります。 が周辺の土地の拡張なんかを検討している段階で、この土地が登記移転されてないことが今回判明いたしました。 は、この写真の位置を見てもらったら分かるんですけれども、建物の建った一帯の買取りを工場敷地として一括造成して工場用地として約50年にわたって活用しております。この当該物件のあたりは高さ1.5mぐらいの造成をやって、物置小屋も建っている状況でございます。明らかに農地として回復余地のない土地であり、非農地として証明したいと現地確認をいたしました。申請地の位置でございますけれども、 という工場があるんですが、この物件はその北に位置するところに という会社が設置したもので、この工場の南の端で に挟まれた狭隘な土地であります。周辺の状況といたしましては、東側が耕作放棄した田、今は草がぼうぼうになっております、西側は、南側は、北側は の工場という状況であります。その他の指摘事項といたしまして、現実として申請者より土地の管理者である購入した のほうが問題があるということで、立ち会ってくれた管理責任者に対して申請事務手続は今後確実にやってくれという注意を促して現地確

認を終わりました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第51号、農地の現況証明願ひについては、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第52号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第52号について、7ページをお開きください。

議案第52号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年9月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全24筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第52号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第52号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 誠に申し訳ないんですが、所用で中座させていただきたいんですが。

議長 分かりました。退出を許可いたします。

それでは、日程7、議案第53号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程8、議案第54号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第53号について、10ページをご覧ください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第54号について、11ページをお開きください。

議案第54号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和2年9月10日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

4 番委員

はい。

議 長

はい、どうぞ4番委員。

4 番委員

毎回、農地利用集積計画あるいは配分計画がこうやって示されています。しかし、私たちにとって、なかなかなじみにくい書類なんですね。私はもう一つやってる仕事がありますよね。先月説明していただきました農地利用状況調査という私たちが実働をやっている仕事があります。それと一緒に考えたときに、たしか先月の説明のときに次長は、管理機構につないで、みんなが働いて調査した、それについて機構に依頼をして引受手になって遊休農地が解消することができたと、たしかそういう説明がありました。例えば、それとを結び合わせたときに、こういう集積計画あるいは配分計画というところに書いてあるこれが、去年委員が足を運んで調査した、そのときの結果としてこういう流れになって、今この文書のここに載っとるんやと、そういう流れになるんでしょうかね。もし、そうなんだとすれば、そうやって集積計画、利用状況調査をしたものがここに載ってるのであれば、よろしかったらこの一番最初に説明していただくときに、これについては去年こうやって調査したものがこうやって上がってきております、つまり私たちの足で稼いだ仕事がこの結果として見えておりますと、そういう説明を加えてしていただいたら、何かこういうもんをいっぱいいただいて3年間の間にこんなにたくさんたまってる、その文書が何か生きてくるような気がいたします。皆さんどう思われるんか分かんないんですが、質問とお願いです。

議 長

事務局。

事務局長

すみません。4番委員の提案ということなんですけれども、そういった形で委員さんが足で稼いでいただいた活動が把握できたものについては、そういった形で励みというか、結果というか、そういったことで出していきたいとは思いますが、100%出せるかどうかというところなんですけれども、委員がおっしゃられるとおりで、せっかく足で取り組んでいただいたものについて出せるものは出していければなと思っておりますが、配分の仕方ということで、機構のほうにマッチングしたものと様々あるかと思っておりますので、その辺が把握できれば出したいなというふうに思っております。

4 番委員

ちょっといいですか。

議 長

はい、どうぞ。

4 番委員

機構のほうに行った分だけではなくて、前ページの7ページにあります相対できてこの遊休農地あるいは土地の貸し借りができた、この部分についても同じことなんですね。ですから、その都度というよりも、この文書ができて審議するときに、この何番目に書いてあるこれについては去年2番でし

てもらった、あるいは3番につけてもらった、それが結果としてこういう結果を生み出したという、そういう一言で随分とこれが生きてくるような気がいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第53号、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第54号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第21号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程10、報告第22号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程11、報告第23号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 12ページをお開きください。

報告第21号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理しました。

番号1でございます。申請人（久世）は、建て売り住宅2棟を建設する予定で平成24年2月29日付で真農委指令第402号で農地法第4条の転用許可を得ておりましたが、建て売り住宅建設資金の調達が困難になったため、令和2年7月27日付で取りやめ書を提出されました。

次のページをご覧ください。

報告第22号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の8件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、所有者及び農地所在は北房です。畑1筆937㎡の

うち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。
番号2でございますが、所有者、市外、農地所在は北房です。田1筆694㎡のうち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。
番号3でございますが、所有者及び農地所在地は北房です。畑1筆64㎡のうち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。
番号4でございますが、所有者及び農地所在地は北房です。田1筆131㎡のうち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。
番号5でございますが、所有者及び農地所在地は北房です。田1筆30㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。
番号6でございますが、所有者及び農地所在地は落合です。田1筆709㎡のうち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

番号7でございますが、所有者及び農地所在地は落合です。田1筆64㎡のうち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号8でございますが、所有者、真庭市、農地所在地は久世です。畑1筆38㎡のうち2. 25㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第23号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。各番号について、農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号1でございますが、賃借人、八束、賃貸人、市外です。

番号2でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長

報告第21号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、報告第22号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、報告第23号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

12番委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

12番委員 すみません。この後に運営委員会があるということでございましたので、ちょっと提案なんですけども、2つほどありますので検討をしていただければと思います。

まず、活動日誌なんですけども、毎月お出しするのが筋ではあるんですけども毎月忘れてしまいます。したがって、3か月に1回とかというふうに月を決めて提出をしてくださいと言われれば、3か月に1回でもいいですから、それで提出のほうスムーズに行くのではないかと、事務局のほうもそのほうが手が省けるのではないかとというふうに思われますのでご検討ください。

それから、もう一つなんですけども、きょう発表のほうをされた中で着席のまま発表された方もおられたと思うんです。新しい委員さんもおられることなんで、運営委員会のほうで着席でもいいと、起立して発表しないほうがいいと確定していただいて、次回の総会に前もってはっきりと示していただきたいと思います。

以上です。

議長 分かりました。運営委員会のほうにかけたいと思います。
ほかにございませんか。

22番推進委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

22番推進委員 推進委員です。

ご質問させていただきたいんですけれども、事務局の方にお願います。総会前の事務連絡の一番最後に情報提供という記事がございます。令和元年度180協定、167、令和2年度だと思っておりますけれども、このマイナス13という理由に「取組をやめた地区もありますが、広域化により地域間の共同取組とした協定もあるためです」、非常によく理解できるんですけれども、取りやめたのと広域化にやる、これの数を調べないと全くこれは意味のない調査になると思います。取りやめが幾つあったのか、広域化によって幾つ減ったのかをお教え願いたいというのが1点あります。

それから、もう一つお教え願いたいんですけれども、下の2行に多面的機能交付金というのがありますけれども、以前の多面的機能交付金は農振地域の農用地以外は出ないと教えていただいております。これが最近も変わってないかどうか、この辺が分かればお教え願いたいと思います。よろしくお願います。

議長 事務局、今答えられますか。

事務局長 すみません。地域間協定の関係なんですけれども、数のほうがまた正確に出させていたいただきたいと思っておりますけれども、180協定が167協定ということで減ってございます。ただ、今回の第5期対策において、広域化加算を取った協定が4協定あります。それ以外にも広域化した協定がございまして、いわゆる広域化加算という制度、それに取り組んでない地域もございまして、その辺の広域化加算に取り組んだ地域が4地域ということで把握してるんですけども、広域化はしたんですけども広域化加算措置を執られてないという協定の数字を今つかんでませんので、すぐ事務局というか、農業振興課のほうで降りたら確認できますので。降りて確認した上で、後ほど、5分もあればできると思っておりますので。

22番推進委員 将来、この制度を考える上において必要な数字なので、急ぎませんので、私自身が興味がある数字だということでご説明させていただきますと、広域化というのは事務局が政策的に進められている政策だと、これは評価するポイントですけれども、取組をやめた地区がどれだけあるのかというのを今後考える上で知っておきたい。要するに、取組をやめた地区がぼろぼろ出てくるということは、この制度自体に問題があると。補助金を出したけれども、5年後には林になってると、10年後にはこの林がどんどん増えてるんだと、何のための補助金だったんだと、金の使い方を間違えてるんじゃないかというようなところを見るための数値だと思って質問しました。

以上です。

事務局長 承知しました。冒頭で会長のほうからも、農地対策での課題ということも当然この中で見えたところだと思っておりますので、それも含めて委員の皆さんと情報共有させていただければというふうに思います。

事務局次長 多面的機能交付金の対象農地の範囲ということだと思います。こちらについては、農振区域内農地のみ対象になります。よろしいでしょうか。

22番推進委員 なら、変わってないということで。

事務局次長 変更はありません。

22番推進委員 分かりました。

議長 ほかにはございませんか。

はい、どうぞ。

23番推進委員 利用状況調査の件ですけれども、先月の説明があった後に封書が来まして、非常に丁寧な写真も入っとなるのを送っていただいて、あれはあれでいいんですけども、ただあれを送られただけでは分かりにくいので、農地法も含めて入ってましたけれども。そのことは資料としていろいろ送っていただけるんですけども、その説明がないので分かりづらいんです、せっかくのことが実ってないということと、それから先ほど12番委員さんからもありましたけれども、発

表の際にどうするのか、立つのか座るのかとかという部分も含めて、そういう丁寧さをちゃんと示してもらわないと、初めての人はやっぱり分かりにくいというふうに思いますので、事務局としてそのあたりをちゃんと丁寧にやっていただかないと平準化はできませんし、そのことによる効率化、そんな分もできないというふうに思います。私は以前も言いましたけど、この発表をするときでも4条、5条は事務局が非常に丁寧に説明されます。そこまでするのであれば、あと現地調査でまたするってダブる部分があるので、そういうところも少し考えてほしいのと、報告事項を今日も基地局の関係でたくさん読まれましたけれども、事前に書類をいただいているので、そこは割愛をされてもいいのかなと思います。ですから、運営委員会なんかでそういったところをトータルで、少し効率化ができるものも含めて読んでいただければいいのかなというのがあります。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長 それでは、事務局は。

事務局次長 じゃあ、時間が大分ですけども、総会終了後に運営委員会のほうと編集委員会のほうを開催しますので、委員の方はこの会場にお残りください。よろしくお願いたします。

議長 それでは、9月総会を閉会したいと思いますけど、次回10月総会は10月12日月曜日の10時からの予定になっております。よろしくお願いたします。

(午前11時20分 閉会)